

秦野市文化会館条例の一部を改正することについて

秦野市文化会館条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和3年2月26日提出

秦野市長 高橋昌和

提案理由

秦野市文化会館について、指定管理者による管理に移行するに当たり、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う業務の範囲等を定めるとともに、その移行後に文化会館運営委員会を廃止するため、改正するものであります。

秦野市文化会館条例の一部を改正する条例

第1条 秦野市文化会館条例（昭和54年秦野市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第16条を第27条とし、第15条の4の次に次の11条を加える。

（指定管理者による管理）

第16条 市長は、文化会館の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

- (1) 使用の承認並びに利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の收受、減免及び還付に関する業務
- (2) 維持管理に関する業務
- (3) 自主事業に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が承認する業務

2 指定管理者に前項の業務を行わせる場合における第4条、第5条、第7条、第8条、第11条から第14条まで及び第15条の3の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第11条中「市」とあるのは「市及び指定管理者」とする。

3 指定管理者に收受させる利用料金の額は、第6条に定める使用料等の額の範囲内において、その指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

4 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則で定める基準に従い、利用料金を減免し、又は還付する。

（指定管理者の管理の期間）

第17条 指定管理者が文化会館の管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（その指定を受けた日が4月1日であるときは、その日）から起算して5年を超えない期間とする。ただし、再指定を妨げない。

（指定管理者の指定申請）

第18条 指定管理者として指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書及び規則で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(指定管理者候補の選定基準及び議会の議決)

第19条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請書に添付された事業計画書その他の書類に基づいて、次に掲げる事項に係る程度をしん酌して指定管理者候補を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。

- (1) 入館者がより快適に過ごせるための運営上の工夫があること。
- (2) 施設の管理を安定して実施することができる物的・人的能力を有していること。
- (3) 施設の効用を最大限に発揮し、管理面での費用対効果を図るものであること。
- (4) 市民の文化の向上及び福祉の増進を図るための自主事業のプランを用意していること。

2 市長は、前項の規定により指定管理者候補を公募により選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、秦野市附属機関の設置等に関する条例（昭和33年秦野市条例第6号）第2条の規定により設置される秦野市指定管理者選定評価委員会（第23条において「委員会」という。）の意見を聴くものとする。

3 市長は、第1項の規定により指定管理者を指定したときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

(協定の締結)

第20条 指定管理者となるものは、市長との間で文化会館の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定で定める主な事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 管理業務に関する事項
- (3) 管理業務の報告に関する事項
- (4) 管理費用等財務に関する事項
- (5) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (6) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (7) 管理業務に係る情報公開に関する事項

(事業報告書の提出)

第21条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、文化会館について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

ただし、年度の途中において指定の期間が満了したとき又は指定を取り消されたときは、その満了した日又は取り消された日から起算して30日以内にその年度のその日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 利用料金の収入の実績
- (3) 管理に係る経費の収支状況
(事業報告の聴取等)

第22条 市長は、文化会館の管理の適正を保持するため、指定管理者に対し、業務及び経理の状況について定期的に、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(管理に係る意見聴取)

第23条 市長は、文化会館を適正に管理するため、委員会に意見を求めることができる。

(指定管理者の損害賠償)

第24条 指定管理者は、故意又は過失により文化会館の施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(指定の取消し等)

第25条 市長は、指定管理者が第22条の指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき理由により管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。この場合において、指定管理者に損害を生じさせることがあっても、本市は、その責めを負わない。

(指定管理者による原状回復)

第26条 指定管理者は、その指定期間が満了したとき又は前条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

第2条 秦野市文化会館条例の一部を次のように改正する。

第27条を第29条とし、第26条を第28条とする。

第25条前段中「第22条」を「第24条」に改め、同条を第27条とする。

第24条を第26条とし、第20条から第23条までを2条ずつ繰り下げる。

第19条第2項後段中「第23条」を「第25条」に改め、同条を第21条とする。

第18条を第20条とし、第17条を第19条とする。

第16条第2項中「第15条の3」を「第16条」に改め、同条を第18条とする。

第15条を削り、第15条の2を第15条とし、第15条の3を第16条とし、第15条の4を第17条とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は令和3年4月1日から、第2条及び次項の規定は令和4年4月1日から施行する。

(秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年秦野市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中第41号を削り、第42号を第41号とし、第43号から第79号までを1号ずつ繰り上げる。

第2条第1項本文中「前条第1号から第78号まで」を「前条第1号から第77号まで」に改め、同条第2項中「前条第79号」を「前条第78号」に改める。

別表第1 秦野市文化会館運営委員会の委員の項を削る。

別表第2 区分の欄中「条例第1条第1号から第78号まで」を「条例第1条第1号から第77号まで」に、「条例第1条第79号」を「条例第1条第78号」に改める。

議案第12号 秦野市文化会館条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>秦野市文化会館条例の一部改正</p>	
<p>(行政指導) 第15条の4 (略) <u>(指定管理者による管理)</u> 第16条 市長は、文化会館の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。 <u>(1) 使用の承認並びに利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の収受、減免及び還付に関する業務</u> <u>(2) 維持管理に関する業務</u> <u>(3) 自主事業に関する業務</u> <u>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が承認する業務</u> 2 <u>指定管理者に前項の業務を行わせる場合における第4条、第5条、第7条、第8条、第11条から第14条まで及び第15条の3の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第11条中「市」とあるのは「市及び指定管理者」とする。</u></p>	<p>(行政指導) 第15条の4 (略)</p>

3 指定管理者に収受させる利用料金の額は、第6条に定める使用料等の額の範囲内において、その指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

4 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則で定める基準に従い、利用料金を減免し、又は還付する。

(指定管理者の管理の期間)

第17条 指定管理者が文化会館の管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（その指定を受けた日が4月1日であるときは、その日）から起算して5年を超えない期間とする。ただし、再指定を妨げない。

(指定管理者の指定申請)

第18条 指定管理者として指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書及び規則で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(指定管理者候補の選定基準及び議会の議決)

第19条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請書に添付された事業計画書その他の書類に基づいて、次に掲げる事項に係る程度をしん酌して指定管理者候補を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。

(1) 入館者がより快適に過ごせるための運営上の工夫があること。

(2) 施設の管理を安定して実施することができる物的・人的能

力を有していること。

(3) 施設の効用を最大限に発揮し、管理面での費用対効果を図るものであること。

(4) 市民の文化の向上及び福祉の増進を図るための自主事業のプランを用意していること。

2 市長は、前項の規定により指定管理者候補を公募により選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、秦野市附属機関の設置等に関する条例（昭和33年秦野市条例第6号）第2条の規定により設置される秦野市指定管理者選定評価委員会（第23条において「委員会」という。）の意見を聴くものとする。

3 市長は、第1項の規定により指定管理者を指定したときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

（協定の締結）

第20条 指定管理者となるものは、市長との間で文化会館の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定で定める主な事項は、次のとおりとする。

(1) 指定期間に関する事項

(2) 管理業務に関する事項

(3) 管理業務の報告に関する事項

(4) 管理費用等財務に関する事項

(5) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

(6) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

(7) 管理業務に係る情報公開に関する事項

(事業報告書の提出)

第21条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、文化会館について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定の期間が満了したとき又は指定を取り消されたときは、その満了した日又は取り消された日から起算して30日以内にその年度のその日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1) 管理業務の実施状況及び利用状況

(2) 利用料金の収入の実績

(3) 管理に係る経費の収支状況

(事業報告の聴取等)

第22条 市長は、文化会館の管理の適正を保持するため、指定管理者に対し、業務及び経理の状況について定期的に、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(管理に係る意見聴取)

第23条 市長は、文化会館を適正に管理するため、委員会に意見を求めることができる。

(指定管理者の損害賠償)

第24条 指定管理者は、故意又は過失により文化会館の施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(指定の取消し等)

第25条 市長は、指定管理者が第22条の指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき理由により管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。この場合において、指定管理者に損害を生じさせることがあっても、本市は、その責めを負わない。

(指定管理者による原状回復)

第26条 指定管理者は、その指定期間が満了したとき又は前条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(委任)

第27条 (略)

(委任)

第16条 (略)

秦野市文化会館条例の一部改正

(行為の禁止)
第15条 (略)
(中止又は退去命令)
第16条 (略)
(行政指導)
第17条 (略)
(指定管理者による管理)
第18条 (略)
2 指定管理者に前項の業務を行わせる場合における第4条、第5条、第7条、第8条、第11条から第14条まで及び第16条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるの

(文化会館運営委員会)
第15条 文化会館の運営に関し、市長の諮問に応じて調査及び審議し、必要と認める事項について市長に意見を具申するため、秦野市文化会館運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。
2 運営委員会は、委員10人以内をもって組織する。
3 前項に定めるもののほか、運営委員会の組織及び運営等について必要な事項は、規則で定める。
(行為の禁止)
第15条の2 (略)
(中止又は退去命令)
第15条の3 (略)
(行政指導)
第15条の4 (略)
(指定管理者による管理)
第16条 (略)
2 指定管理者に前項の業務を行わせる場合における第4条、第5条、第7条、第8条、第11条から第14条まで及び第15条の3の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあ

は「指定管理者」とし、第11条中「市」とあるのは「市及び指定管理者」とする。

3・4 (略)

第19条 (略)

第20条 (略)

(指定管理者候補の選定基準及び議会の議決)

第21条 (略)

2 市長は、指定管理者候補を公募により選定する。この場合において、秦野市附属機関の設置等に関する条例（昭和33年秦野市条例第6号）第2条の規定により設置される秦野市指定管理者選定評価委員会（第25条において「委員会」という。）の意見を聴くものとする。

3 (略)

第22条 (略)

第23条 (略)

第24条 (略)

第25条 (略)

第26条 (略)

(指定の取消し等)

第27条 市長は、指定管理者が第24条の指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき理由により管理を継続する

るのは「指定管理者」とし、第11条中「市」とあるのは「市及び指定管理者」とする。

3・4 (略)

第17条 (略)

第18条 (略)

(指定管理者候補の選定基準及び議会の議決)

第19条 (略)

2 市長は、指定管理者候補を公募により選定する。この場合において、秦野市附属機関の設置等に関する条例（昭和33年秦野市条例第6号）第2条の規定により設置される秦野市指定管理者選定評価委員会（第23条において「委員会」という。）の意見を聴くものとする。

3 (略)

第20条 (略)

第21条 (略)

第22条 (略)

第23条 (略)

第24条 (略)

(指定の取消し等)

第25条 市長は、指定管理者が第22条の指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき理由により管理を継続する

ことができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。この場合において、指定管理者に損害を生じさせることがあっても、本市は、その責めを負わない。

第28条 (略)

第29条 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は令和3年4月1日から、第2条及び次項の規定は令和4年4月1日から施行する。

(秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年秦野市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第1条中第41号を削り、第42号を第41号とし、第43号から第79号までを1号ずつ繰り上げる。

第2条第1項本文中「前条第1号から第78号まで」を「前条第1号から第77号まで」に改め、同条第2項中「前条第

ことができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。この場合において、指定管理者に損害を生じさせることがあっても、本市は、その責めを負わない。

第26条 (略)

第27条 (略)

79号」を「前条第78号」に改める。

別表第1 秦野市文化会館運営委員会の委員の項を削る。

別表第2 区分の欄中「条例第1条第1号から第78号まで」を「条例第1条第1号から第77号まで」に、「条例第1条第79号」を「条例第1条第78号」に改める。

秦野市文化会館条例の一部を改正することについて

1 条例改正の概要

文化会館について、運営を指定管理者に行わせることができるようにするため、所要の改正を行うもの。

(1) 指定管理者に行わせる業務（第 1 6 条関係）

ア 使用の承認並びに利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の收受、減免及び還付に関する業務

イ 維持管理に関する業務

ウ 自主事業に関する業務

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が承認する業務

(2) 指定管理者に管理を行わせることができる期間（第 1 7 条関係）

5 年を超えない期間。ただし、再指定を妨げない。

(3) 指定管理者の選定の方法（第 1 9 条関係）

公募により選定しようとするときは、特別な事情があると認める場合を除き、秦野市附属機関の設置等に関する条例第 2 条に規定される秦野市指定管理者選定評価委員会で候補を選定し、議決を経て指定する。

(4) その他

指定管理者制度に係る協定の締結、事業報告書の提出、調査、指示等のほか、文化会館運営委員会の廃止に関する規定を追加する。また、附則において、秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する。

2 施行日

令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、文化会館運営委員会の廃止規定及び秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の改正規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。